

光が丘中央自治会会則

改定版

平成29年3月

自治会法人 光が丘中央自治会

光が丘中央自治会会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、自治会法人光が丘中央自治会と称し、事務所を神奈川県相模原市中央区光が丘2丁目31番地11号光が丘中央自治会館に置く。

第2章 目的

第2条 本会は、地域的な共同活動を行うことにより会員相互の親睦並びに地域の福利増進及び文化生活の向上を図ることを目的とする。

第3条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
2. 社会福祉及び文化厚生に関すること。
3. 防犯、防火及び青少年の育成指導に関すること。
4. 美化、清掃等区域内の環境の整備に関すること。
5. 集会所の土地及び建物等不動産の保有と維持管理に関すること。
6. 慶弔、災害及び病災見舞に関すること。
7. その他特に認めたこと。

第3章 組織

第4条 本会の会員は、相模原市中央区光が丘2丁目20番から34番まで及び光が丘3丁目31番の区域に住所を有する個人とする。なお同区域に店舗、事業所等を所持するものは、賛助会員となることができる。

第5条 第4条に定める区域に住所を有する個人で、本会に入会しようとする者は別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2. 本会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

第6条 会員は第4条に定める区域内に住所を有しなくなった場合等別に定める退会届を会長に提出することにより退会したものとする。

第7条 本会は、その目的と活動の効果的運営を期するため、自治会を班の区域に分割し、各班に班長および副班長を置く。ただし、班の会員数により副班長を置かず班長付きを、また副班長の他に班長付きを置くことができる。

2. 前項に規定する班の区域は、世帯数の変化に応じ役員会に諮って変更することができる。

第8条 本会に次の部を置き、その業務分担は別に定める。

文化厚生部、環境交通防犯部

第4章 役員

第9条 本会に役員として会長1名、副会長3名、(総務主管、文化厚生部主管、環境交通防犯部主管)、総務副主管1名、各部の部長2名、会計1名、監事2名置く。また、当該年度の会長の要請と推薦により副会長(会長代理)を置くことができるものとし、総会において決定する。

2. 副会長の主管する部については、当該年度の三役会議において担当を変更することができる。
3. 班長は、他の役員を兼ねることができる。

第10条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐し、各主管部の指導及び相談の任に当たるとともに会長に事故あるときはこれを代行する。部長は、各部の運営に当たり、班長は、班内の連絡統括に当たり副班長は班長を補佐し、班長付きは副班長を置かない班にあっては班長不在のときは、班内連絡の掌にあたる。また、班長付きは自治会行事の中で特に人手

を多く要するとき会長の要請により行事手伝いを行うものとする。会計は、会計事務を担当する。監事は、本会の会計及び資産の状況を監査し、総会に報告する。

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は、会長が推薦し、役員会の議を経て決定する。顧問及び相談役は、会長の相談を受け自治会の運営等について助言するものとする。

第12条 第9条の役員の内三役（会長、副会長、会計、総務副主管）及び監事の選出は、当該年度の班長で協議を行い、総会において決定する。

2. 前項の場合協議により選出できないときは、当該年度の班長の互選により選出し、総会において決定する。

第13条 班長、副班長は各班において選出し、文化厚生部、環境交通防犯のいずれかの部員を兼ねる。

第14条 各部の部長は、部員の互選により選出する。

第15条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 役員事故等により選出された後任の役員任期は前任者の残任期とする。

第5章 会議

第16条 本会の会議は、定期総会、臨時総会、班長会、及び役員会とする。

第17条 定期総会は、毎年1回会計年度終了後1か月以内に開催し、事業報告及び決算報告を承認するとともに、予算及び事業計画など特に必要な事項を審議決する。臨時総会は、役員が必要と認めるとき又は会員の4分の1以上の要請があったとき会長が招集する。総会は、会員の過半数（委任状を含む）の出席をもって成立する。なお、会則の制定及び改廃は総会付議事項とする。

第18条 班長会は、会長、副会長、総務副主管、部長、会計及び班長をもって構成し、会長が招集する。班長会は構成員の過半数の出席をもって成立し、総会に提案する事項を審議するほか会務の運営と執行に関する事項を協議する。

2. 役員会は、会長、副会長、総務副主管、部長、会計をもって構成し、会長が随時招集する。役員会に委任された事項、その他緊急を要する事項等について協議する。

第19条 総会の議長は、会員の中から選出し、班長会及び役員会の議長には、会長があたる。決議は、出席者の過半数をもってこれを為し、可否同数のときは議長の決定による。

第6章 資産及び会計

第20条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 別に定める財産目録記載の資産
2. 会費
3. 活動に伴う収入
4. 資産から生ずる果実
5. その他収入

第21条 自治会費は、会員一世帯あたり月額400円とし、当該班長が集金する。集金方法については細則に定める。

第22条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第23条 本会の資産で、第20条第1項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

第24条 本会の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は前年度の予算を基準として収入支出することができる。

第 25 条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 1 か月以内に総会の承認を受けなければならない。

第 26 条 本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日までとする。

第 27 条 会則の改廃は、総会の議決を得、かつ相模原市長の認可を受けなければ変更することができない。

第 28 条 本会の事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類、その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

第 29 条 本会の運営に必要な細則は、別に定め総会の承認をもって発効する。

第 7 章 付 則

第 30 条 この会則は、平成 29 年 3 月 18 日から施行する。

昭和 44 年 7 月 1 日 施 行

昭和 52 年 4 月 17 日 一部改正

昭和 60 年 4 月 21 日 一部改正

平成 3 年 10 月 13 日 一部改正（自治会法人化にともなう）

平成 9 年 3 月 30 日 一部改正

平成 12 年 4 月 2 日 一部改正

平成 14 年 3 月 31 日 一部改正（第 9 条会計 1 名）

平成 15 年 3 月 30 日一部改正（第 7 条、第 10 条班長付、第 21 条）

平成 16 年 3 月 28 日一部改正（第 12 条役員選出、第 26 条会計年度）

平成 28 年 3 月 19 日一部改正（第 21 条）

平成 29 年 3 月 18 日一部改正（第 1 条、第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 27 条、第 28 条）

光が丘中央自治会細則

細則第 1 号 部会業務分担

○会則第 8 条の各部の業務分担は次のとおりとする。

文化厚生部

◎ふるさとまつり、芋煮会、どんと焼きの実施に関すること。

◎レクリエーション等の企画、実施に関すること。

◎その他社会福祉、文化厚生に関すること。

環境交通防犯部

◎交通安全、交通対策に関すること。

◎その他防犯、防災に関すること。

◎ゴミ収集場所の新設及び薬品の散布等衛生に関すること。

◎春秋等の合同清掃及び公園の清掃に関すること。

◎ゴミ収集場所、公園等に放置された粗大ゴミ等に関すること。

細則第2号 儀礼・その他

○当自治会会員の慶弔等に係わる金品贈呈は次のとおりとする。

1. 会員世帯の代表者とその配偶者の死亡 10,000 円
2. 前項以外の会員の死亡 5,000 円
3. 出産祝 3,000 円
4. 傷病見舞 3,000 円

(14日を越える入院について適用する。ただし、同一の傷病による入院については一度限りとする)

5. 会員宅火災の場合はその都度役員会で決定する。
6. 以上、自治会、班名をもって贈呈をうけた場合の返礼は行わないものとする。

会計は慶弔費等支払い後、総務に内容を報告し総務は会員台帳を訂正する。

○慶弔金の請求方法

1. 班長は、その班内の会員が前記に該当すると知ったときには、会長に連絡するとともに、会計に請求手続きを行い、現金受領に際しては、押印した預かり書を提出しなければならない。
2. 出産祝い及び傷病見舞いについては、班長から該当会員に手渡すものとする。香典は、会長又は会長代理が直接会計に報告し受領、式場又は、遺族に手渡すものとする。
3. 請求期限は、3か月以内とする。

細則第3号 旅費

会務により出張した場合は、その諸経費の実費を役員会の承認によって支給する。

交通費 その実費（公共の交通機関を利用した額）を申請により支給する。

ただし、自己の自動車等を利用した場合においても、実費相当額を支給するものとする。

細則第4号 会費

○集金・返還・改定

1. 会費は毎月、当該班長が集金し会計に納入する。また、当該班の決定により複数月分を、まとめ集金もできる。一旦納めた当月会費は返還しない。
2. まとめ集金班で退会者があるときには、当該班長の申し出により、当該月分迄を差し引き返還する。
3. 改定の必要が生じた場合、役員会、班長会、説明会をへて総会に提案する。

平成 3年4月 1日一部改正 (細則第2号一部追加)

平成 9年3月 30日一部改正 (細則第2号一部追加)

平成 12年4月 2日一部改正

平成 15年3月 30日一部改正 (細則第1号、第2号、第4号追加)

平成 16年3月 28日一部改正 (細則第2号、2項香典扱い追加、第4号
1項4文字削除)

平成 29年3月 18日一部改正 (細則第1号)

自治会館使用規定

第1条 この規定は光が丘中央自治会館（以下会館という）の使用管理について必要事項を定める。

（目 的）

第2条 会館は会員相互の親睦と各種活動、自治会の集會合や事業活動の場として広く公平に利用することを目的とする。

（会 員）

第3条 光が丘中央自治会会員はすべて資格を有する。

（運営管理）

第4条 (1) 第2条の目的達成のため、自治会役員が運営管理にあたる。

必要事項は別に定める細則による。

(2) 事業および運営計画は定期総会で審議決定する。

（使用許可）

第5条 (1) 会館を使用するときは、日時、人員、使用目的、責任者等を明確にし、使用申込書を定期総会で承認された自治会館管理者に提出し許可を得なければならない。使用申込書の形式は細則にて定める。

(2) 複数の使用申込みがあった場合の優先順位の決定は自治会長にその権限を委任する。

(3) 前項の許可をする場合、管理上必要な条件を付けることがある。

(4) 次に該当する場合は許可しないことがある。

ア. 建物および付属設備等を損傷破損するおそれのあるとき。

イ. 営利を目的とするおそれがあると認められるとき。

（但し、自治会員相互に寄与するものと認められた場合はこの限りではない。）

ウ. 会員以外の使用。（自治会長が認めた場合はこの限りではない。）

エ. 使用責任者が未成年であるときは不可とする。

（使用の取消し）

第6条 前条の使用許可を受けた者であっても、次に該当する場合は使用の取消しをすることがある。

(1) 使用申込みの内容が異なった場合。

(2) 自治会の活動上やむを得ない場合。

(3) 冠婚葬祭のため使用願いが出された場合。

（保 全）

第7条 自治会役員は管理上必要な点検、および確認をしなければならない。使用者は建物および付帯設備を損傷、破損、汚れ等生じたときは遅滞なくその旨を自治会長に報告し賠償しなければならない。

（使用料の徴収）

第8条 使用者は光熱費および管理費として細則に定める使用料を納めなければならない。

但し、班長会の承認を得た団体、会等については使用料を免除する。

その団体、会等が、解散した場合は無効とする。

（順守事項）

第9条 使用者は次の事項を順守しなければならない。

(1) 許可された以外の設備、場所および付属設備の使用をしないこと。

- (2) むやみに壁 柱 天井への張紙、または画鋸、釘、針等をうちこまないこと。
- (3) 指定された場所以外での火気の使用は厳禁する。
- (4) 自治会館内は、禁煙とする。
- (5) 騒音、怒声等他人に迷惑をかけること。
- (6) 複数の団体が同時に会館を使用するときは、(5) 項に留意し有意義な集例会を心がけること。
- (7) 使用責任者は集例会終了時に使用場所の整理整頓および清掃を行い火気、水道、電気、ガス等の点検、戸締まり、施錠等の確認をし、チェックリストに記録する。
- (8) 役員の指示にしたがうこと。

(禁止事項)

第 10 条 何人も許可なく会館とその付属施設、周辺敷地を使用してはならない。

(会 計)

第 11 条 (1) 運営資金は毎年度自治会一般会計に計上し経費に充当する。

(2) 使用料金は運営資金に当てる。

(3) その他会館に関する収入も同上とする。但し会館建設出資金をのぞく。

(資産の管理)

第 12 条 資産は会長が管理しその方法は役員会の議決によりこれを定める。

(付 則)

第 13 条 (1) この規定の改廃は総会の承認を必要とする。

(2) 本規定に必要な細則は役員会の議決によりこれを定める。

第 14 条 この規定は平成 15 年 3 月 30 日より施行する。

平成 15 年 3 月 30 日 一部改正第 5 条第 7 条第 8 条第 9 条改定、前第 9 条は削除

自治会館使用細則

1. 運営管理

運営管理は自治会役員とし、使用許可の権限は自治会長に委任する。

2. 使用許可

(ア) 申込みによる受付は、3 週間前より、3 日までとし優先順位および申込み順番を考慮し許可する。

(イ) 使用日の 3 日前から当日の申込みについては、あきがある場合に限り申込みの順番で許可する。

但し、優先順位の適用もありうる。

(ウ) クラブ、サークル等は、3 か月までまとめて申し込みができる。申込みは毎月 25 日頃とし、取消しがでた場合はその分の使用料金を精算する。尚、6,7 項についても同様とする。

3. 使用時間

(ア) 使用出来る時間は、午前 8 時から午後 10 時迄とする。

(イ) 1 回の使用時間は、5 時間迄とする。

(ウ) 特別に許可された場合はこの限りでない。

4. 使用料金の徴収

光熱費及び管理費として、自治会館管理者に納入しなければならない。

(ア) 自治会員 無償

(イ) 自治会長が許可した会員以外の使用。1 回 300 円

5. 調理及び飲食について

会館内での調理飲食は自治会長の許可を得て行うことができる。

6. 特別な場合の使用について

火災、水害、葬儀等による使用宿泊（3日間）は最優先とし使用料金は無料とする。

7. 優先順位

- 1位 火災、水害、葬儀等による使用。
- 2位 自治会役員会および子供会役員会。
- 3位 一般の自治会活動
- 4位 その他。但し、優先順位は故意に適用してはならない。

8. 自治会館の使用申込み要領

- (ア) 使用責任者が申込書に必要事項を記入する。
- (イ) 申込みの受付けは、定期総会で承認された自治会館管理者（会長の委任した者）が行う
- (ウ) 自治会館管理者は、自治会館使用についての説明を行う。

平成 14 年 3 月 31 日 一部改正（細則 4. 150 円）

平成 15 年 3 月 30 日 一部改正（細則 2. (ウ)）（細則 3. (ア、イ)）
（細則 4. (イ)）（細則 8. (イ、ウ)）

平成 27 年 3 月 15 日 一部改正（細則 4. (ア)）